

令和5年12月14日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年12月14日（木）
午前9時55分から午後1時47分まで
- 2 場 所** 第3委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第 99号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
 - (2) 議案第 103号 宇部市体育施設(宇部市楠若者センターほか3施設)に係る指定管理者の指定の件
 - (3) 議案第 104号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件
 - (4) 議案第 105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件
 - (5) 議案第 106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件
 - (6) 議案第 107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件
 - (7) 議案第 108号 宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件
 - (8) 報 告 宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について
 - (9) 議案第 112号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件
 - (10) 報 告 第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について
 - (11) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について
 - (12) 報 告 第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について
 - (13) 報 告 第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について
 - (14) 議案第 100号 宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件
 - (15) 議案第 101号 宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件
 - (16) 報 告 マイナンバーカードの手続に関する報告について
 - (17) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について
 - (18) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について
 - (19) そ の 他

4 出席委員（7名）

委員長	鴻池博之君	委員	芥川貴久爾君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	眞宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（2名）

副委員長	浅田徹君	委員	五十嵐仁美君
------	------	----	--------

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- 議案第 99号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
- 議案第 103号 宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長	富田尚彦君
次長	青山佳代君
次長	白井幸雄君
スポーツ振興課長	荒武則弘君
同課主幹	岡田英治君
同課副課長	東野伸行君

- 議案第 104号 宇部市渡辺翁記念体育館に係る指定管理者の指定の件

- 議案第 105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長	富田尚彦君
次長	青山佳代君
次長	白井幸雄君
文化振興課長	中祖敏文君
同課副課長	伊藤華恵君

- 議案第 106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件

- 議案第 107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

健康福祉部

部長	佐々木里佳君
次長	島田伸弘君
次長	加生明美君

地域福祉課長 牧 田 晶 生 君

同課副課長 森 嶋 嵩 朗 君

(7) 議案第108号 宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

(8) 報 告 宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

障害福祉課長 西 條 元 康 君

同課副課長 塚 本 加 勾 里 君

(9) 議案第112号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

(10) 報 告 第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

保険年金課長 重 村 一 郎 君

同課副課長 小 川 直 子 君

(11) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について

(12) 報 告 第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君

同課副課長 伊 藤 淳 君

(13) 報 告 第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

健康増進課長 伊 藤 志 奈 子 君

同課副課長 奈須智孝君

(14) 議案第100号 宇都市婦人相談員設置条例中一部改正の件

市民環境部

部長 黒瀬寛文君

次長 石川綾子君

次長 村岡和弘君

人権・男女共同参画推進課長 片岡由美子君

同課副課長 山口進君

(15) 議案第101号 宇都市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件

市民環境部

部長 黒瀬寛文君

次長 石川綾子君

次長 村岡和弘君

市民課長 津田裕代君

同課副課長 北川美亜君

(16) 報告 マイナンバーカードの手続に関する報告について

市民環境部

部長 黒瀬寛文君

次長 石川綾子君

次長 村岡和弘君

マイナンバーカード推進課長 民谷有弘君

同課副課長 植本美和子君

(17) 報告 宇都市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

市民環境部

部長 黒瀬寛文君

次長 石川綾子君

次長 村岡和弘君

環境政策課長 神代克徳君

同課主幹 田辺義和君

同課副課長 西岡茂君

(18) 報告 宇都市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について

市民環境部

部長 黒瀬寛文君

次 長	石 川 綾 子 君
次 長	村 岡 和 弘 君
環境保全センター施設課長	正 木 弘 君
同課副課長	植 田 昌 吉 君
同課副課長	山 村 隆 君

8 事務局職員出席者

書 記	矢 田 亜矢子 君
-----	-----------

—— 午前9時55分開会 ——

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは少し早いですけれども、ただいまから委員会を開会いたします。

本日、浅田副委員長と五十嵐委員につきましては、欠席の旨、届出がありましたので、御報告いたします。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それではまず、議案第99号宇都市体育施設条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第99号宇都市体育施設条例中一部改正の件について御説明いたします。

本件は、恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の既存の補助競技場の廃止、それと、野球場の改修及び多目的グラウンドの新設に伴って、利用料金に係る規定整備を行うものです。

詳細につきましては、課長が説明しますのでよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは御説明差し上げます。議案集の29ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、野球場、多目的グラウンドに関するものです。

資料の1ページを御覧ください。現在の補助競技場を改修し、利用用途を拡大することから、名称を多目的グラウンドに改めるものです。多目的グラウンドは、現在工事中であり、令和6年4月に供用を開始する予定となっております。

次に、令和6年4月に供用開始予定の施設について、施設利用料について御説明をいたします。利用料の算定に当たっては、宇部市公共施設使用料の基準に基づいて算定を行いました。

この宇部市公共施設使用料の基準では、施設使用料は、維持管理費、人件費、減価償却額などから構成する施設コストから使用料原価を算定します。

次に、施設の性質により、受益者負担率を掛け、使用料単価を算出します。算出した使用料の単価について、平日、休日、入場料の有無などによる個別の利用料を設定します。

それでは、個別の施設について概要を説明いたします。資料の2ページを御覧ください。野球場の利用料案について記載しています。なお、実際の料金は、条例で定める金額を上限とし、その範囲内で指定管理者が設定するものとなります。利用料の単価は1時間当たり平日2,600円、休日は3,120円とし、各区分による利用料金は、利用料案のとおりとなります。

次に、野球場のスコアボード利用料金について説明します。資料3ページを御覧ください。新たに1時間ごとの利用区分を設定し、利用料案を作成しています。また、プロスポーツなど営利目的での利用に当たっては、これまでどおりアマチュア料金の5倍としております。

次に、多目的グラウンドの利用料金について説明いたします。資料の4ページを御覧ください。グラウンドの利用料単価は、1時間当たり平日1,700円、休日2,040円、多目的グラウンド照明設備等については、利用料単価を1時間当たり2,000円としております。各区分料金は、掲載のとおりとしております。

また、新たにバッティングゲージも設置することから、野球場と同じ料金を追加しております。多目的グラウンドは、新設の施設ですが、参考として旧施設となる補助競技場の利用料金も掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員（猶 克実 君） 条例案と資料を比べているので、ちょっと待ってください。資料のほうには、休日の利用料が平日の2割増しと書いてあるのですけれども、議案第99号の30ページの備考欄には、「土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用をするとき」というのは、平日のことですよね。「利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。」と書いてあるので

すが、これはどちらが本当ですか。

執行部 開場日以外ですので、条例で定めているところの12月29日から1月3日は、開場日ではない日というふうに設定しています。その日の扱いは、休日、土日の扱いと同じ2割増しというふうな表記になっていると思います。

委 員（猶 克実 君） だから、条例案の30ページの備考欄ですよ。「土曜日、日曜日、休日、又は開場日以外の日」……。

執行部 またはなので。

委 員（猶 克実 君） 「又は開場日以外の日」というのはどういうときですか。

執行部 一応、条例で12月29日から1月3日までを休みとさせていただいて、ここは開場日ではないと。条例上、記載しますが、それは開場日以外の日と。

委 員（猶 克実 君） それでは、開場日以外の日が使えるのではなくて、開場日以外の日も使えるということですか。

執行部 そうですね。

委 員（猶 克実 君） そういう意味ですか。分かりました。

まだ、もう1つ。次の議会だよりに書けるようにね。今度資料のほうなのですけれども、いろいろ聞かないといけない。参考資料の2ページで、この新野球場の現行料金からの値上げ率というのが、かなり大きいのですけれども、先ほど、金額を決めるに当たって、いろいろな諸経費を計算したり、適切にこの金額をはじいたと言われました。今回新しくする工事費以外に諸経費というのは、天然の芝から人工芝に変わって、安くなったのではないかと思うのですが、この値上げの根拠は適切なものですか。他市の球場と比べて問題がない普通の値段なかどうか、ちょっと高くなり過ぎているような気がするのですが、いかがでしょうか。

執行部 まず、近隣の野球場の利用料金のお話をさせていただきます。

下関オーヴィジョンスタジアムは天然芝です。ここは1時間当たり2,350円が利用料金になります。県内においては天然芝のところしかないので、金額を比べるに当たって、若干、違いがあろうかと思うのですが、近隣の人工芝の場所でいえば、三次市にあります三次きんさいスタジアムが2,090円、長崎県営野球場2,520円。人工芝の球場については、できた年数にもよるのですが、大体2,000円から2,500円前後ぐらいで推移をしています。

宇部市においては2,600円ということで、ほぼ人工芝の球場と同等の金額になっています。

内訳としては、先ほど言われましたように、天然芝から人工芝に変わった場合、整備費、球場を維持するための費用は落ちるのですが、やはり、減価償却の部分、30年償却をしているのですが、そこの部分の費用が今回人工芝新設という新たに加算されるというところで、維持管理費、人件費、減価償却額という部分で、維持管理費については天然芝から人工芝になるので減額というふうになります。建設にかかった金額に減価償却率を掛けることで、この部分がやはり人工芝

の新設ということで、年間590万円くらいの単年度の減価償却を今見込んでいます。建設コストは利用率を掛け合わせたもので算出させていただいている。その関係で、単純にですが、建設コストを除けば天然芝よりも人工芝の維持管理にコストがかかりませんので、維持管理費は安くなるのですが、新たな施設ということで建設コストが乗ってくる。このことで利用料金が上がっているという料金構成になろうかと思います。

委 員（猶 克実 君） 議案と関係があるかどうかちょっと別ですけれども、今、減価償却費が年間590万円増えるからトータル的にはコストはかかっているという説明ですよね。それでは、天然芝を人工芝に変えるメリットというのは何ですか。

執行部 まず、安定して球場を使っていただくということになろうかと思います。天然芝の場合、やはり利用時間が増加してくると、芝の生育上、どうしてもうまく生えそろわないということで、例えば、分かりやすく言うと、野球場の場合、守備の位置には芝が生えないと。日頃使わない、外野の端のほうは芝は緑になっているけれども、プレーをする大切なところ、走路であったり、そういうところがやはり使えば使うほど、芝の生育がなく、土が出てしまうという部分があるので、プレーをする側においても条件が悪くなるということで、どうしても休ませないといけない。そういったことで、現在、高校野球であったり、大きな大会の前には、必ず、前もって休む期間、大会が終わった後も休ませる期間や冬の間、霜が降りれば、やはり芝を傷めますので、午前中は使わせていません。大体稼働率、稼働できる日数が約50%です。というところで、試合以外での利用をやはり制限していたということで、子供から大人まで、野球場でやる機会というのが少なかったのが、今回人工芝にすることによって、その辺りは解消できるのではないかと思います。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 分かりました。

では、もう1点。いろいろな時間制で使う部分がありますよね、アーバンスポーツの部分だとか。この時間単位で料金を徴収する方法はどうなりますか。団体であれば、2時間といった時間単位ですぐ分かるけれども、個別に一人一人の料金をばらばらにしたときに、どう管理してこの料金を徴収されるのでしょうか。

執行部 時間当たりの利用料金ということによろしいですか、多目的グラウンドの……。

委 員（猶 克実 君） いろいろなところです。

執行部 はい。基本的に利用に当たっては、団体が予約、個人でもいいのですが、予約して利用するということなので、少し表現的に難しいのですけれども、入場者一人一人から料金を取るというふうなやり方ではなく、申請に対して利用料——利用時間に対して利用料が発生するということで、1人で利用しても100人で利用しても、1時間当たりの単価というのは変わらないということです。

委 員（猶 克実 君） 団体を想定しているという話なのですけれども、個人がもしかばらに20人来たら、この人は何時から使ったとか、タイムチェックをするような何かしらのものを渡して、どういうふうな徴収の仕方をされるのですか。個人では使えないのですか、使えるのでしょうか。

執行部 この利用については、基本的に1つの申請に対して使える面積というのが決まっていますので、個人が全面を借りられたら、ほかの人は使えません。

委 員（猶 克実 君） 意味がちょっとつながっていないのですけれども。例えば、スケートリンクなど、ここにはありませんけれども、スケートリンクを1人、あるいはペアで使うという想定での料金と——これは1人当たりではなくて、1団体当たりの1時間の料金ということになるのですから、1人を想定してないのですね、それならば、分かるのですが。

執行部 今回御提案させていただいているのが、多目的グラウンドと野球場の2か所ですので、今委員が言われている、仮にですがアーバンスポーツをやるスケートボード場については、今回の条例の上程の中には入っていないので、説明が少し食い違っているため、大変申し訳ないのですが……。

委 員（猶 克実 君） 入っていない。

執行部 そうですね、今後想定される部分として、スケートボード場で利用料を発生させる、させないというのも、当然、これから上程する際には御説明をしていかないといけないのですが、基本的に不特定多数の人が使う、占有面積を有しない、入場料的な利用料の徴収になるものについては、個別に申請し、利用料を払っていただくという形になろうかと思います。

例えば、今のユーピーアールスタジアムにはトレーニングジムがあるのですが、ここについては、ジム利用料という形で先に利用料を払っていただいて、入場いただくというような形なので、入場料という形での徴収が想定できるかと思います。以上です。

委 員（猶 克実 君） ちょっとまとめて、今、議会だよりに書かれるのに、まず質問を整理すると、個人での使用を考えた利用料ではなくて、団体使用を考えた利用料であるということですね。

執行部 はい。個人で申し込むこともできるのですが、申込みに対して、貸し出す面積というものが決まっている。

委 員（猶 克実 君） 全部ということですか。

執行部 はい、そうですね。

委 員（猶 克実 君） 1人で全部借りる人はいないよね。以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかに。

委 員（吉松 剛 君） 資料4ページですけれども、今多目的グラウンドのイメージ図について、フットサルコートは3面あると思っていいのですか。

執行部 一応、ラインが引いてあるのは3面です。少し余白地があるのですが、多分、正式にコートを安全に利用はできないと思いますので、利用コートの大きさがこの定型ではない、長さによって——長さは自由に決められるというところがあるのですが、基本的なサイズとしては、3面と思っております。

委 員（吉松 剛 君） そうすると、3面を3団体が別々に使うことがあると思うのですけれども、その場合、照明の料金というのはどうなるのですか。

執行部 まず、利用料については3分の1という大きさを今設定しています。サッカーコートとフットサルコートということでそれぞれ、フットサルは1面というので3分の1の料金になろうかと思います。照明設備についても、フットサルコート1面という単位で照明を使っていただくようにしています。

4ページの多目的グラウンド照明設備等利用料単価の黄色い表の右側下の中段、利用料案、夜間照明設備、1時間につき2,000円です。

委 員（吉松 剛 君） そうしたら、もし1つの団体が使う場合、例えば1時間600円ですよね。3団体がもし同時に使った場合は1,800円、3倍となるのですか。

執行部 そうですね。それぞれ。

委 員（吉松 剛 君） 分かりました

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

委 員（志賀 光法 君） すみません。3点ほどお聞きします。まず、野球場なのですけれども、例えば、放送設備、音響設備を使った場合は、グラウンドのほうにお金がかかるのか、それとも無料なのか。また、スコアボード利用料金はどちらにかかるのでしょうか。

執行部 今回の改正案の中には入っていないのですが、一応条例上は、放送設備は放送設備で個別に表記をさせていただいている。

委 員（志賀 光法 君） それでは、多目的グラウンドのほうについて質問しますが、一番最初の1ページ目のほうでは、左側の大きい図案ではサッカーコート、右側のほうではフットサルコートがあります。通常はこれ、人工芝ですよね。コートの区画は全てペイントしているという状況でしょうか。

執行部 基本的に、今ここで表しているラインについては全てペイントしております。

委 員（志賀 光法 君） 最後に質問しますが、これまで補助競技場ということで全面利用、半面利用、3分の1利用があったと思います。このたびは、明確に、競技ごとの利用区分ですけれども、例えば、いろいろなイベントで半面を使いたい場合、2団体が半面ずつ使いたいという場合、どうなるのでしょうか。

執行部 半分というのがセンターで半分に区切るというようなイメージでしょうか。恐らく、この利用については、基本的にはフットサルコートの大きさを準用するような形で、何

面分かくらいというような運用になるというふうに思います。それについては条例に一応示しているのですが、それ以外の運用の部分については、指定管理者のほうと細かく調整をし、なるべく利用しやすいような料金設定ができるよう話していきたいというふうに思っております。

委員（志賀 光法 君） 最終的に、これは上限であって、指定管理者を決めるということでその辺の運用については、利用者にとって利益になるように考えていただきたいと思います。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようあります。討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第99号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第103号宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第103号宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件についてですが、これにつきましては、指定管理者を指定することについて議決が必要ですので、提案させていただきました。

内容につきましては、課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは議案集の47ページを御覧ください。施設位置図を資料としております。

本件につきましては、宇部市楠地区にあります若者センターや、体育施設、体育広場など4施設を一体的に管理運営する指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者を選定したところです。指定管理候補者は、特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき、会長佐々木宏志です。

次に、指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

指定管理候補者を選定するまでの経緯についてですが、申請要項を本年9月1日に配付しました。応募は1グループで、申請は本年10月2日に提出されました。指定管理候補者選定委員会を本年10月27日に開催しました。選定委員会はコミュニティスポーツくすのきが、これらの

施設の指定管理者としてふさわしいかどうかを判断するために、公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、弁護士1名、大学教員1名、中小企業診断士1名、市職員2名の合計5名を選定委員とし、選定に当たっての審査基準及び審査結果については、参考資料の5、審査基準、配点及び審査結果を御覧ください。審査基準及び配点については、表の1から5までのとおりです。各委員100点満点で採点し、合計点の平均が基準の60%を超えていることから、指定管理候補者として適正と判断したところです。

このたび、指定の議決をいただけましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、年度内に基本協定を、令和6年4月に年度協定をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 先ほど言われたのは、合格点が60点ですよね。62点というぎりぎりの数字なのですけれども、この中で、3番の事業計画書の内容が、施設管理に係る経費の削減を図るものであること、こここの部分は60%いっていないのですよね。これ、60点を超えているから問題ありとは言いませんけれども、3番の部分で点数が低いというのは、どういったところ、これは具体的になぜ低いのでしょうか。

執行部 予算規模的に、事業規模的に、縮小できる範囲というのが、やはり限られている中で、なかなか評価に値するような取組というのがしにくいというところがなかなか点数が出ないところの1つかなと思います。

以上です。

委員（猶 克実 君） 事業評価的に点数が出しにくいという意味ですか。出しにくいということで点数が低いというのであれば、応募者に気の毒ですけれども。

執行部 すみません。事業者が、提案の中に書きにくいので評価できなかったということです。少ないので書けなかったということになろうかと思います。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

委員（猶 克実 君） はい。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第103号宇都市体育施設（宇都市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第104号宇都市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、2議案、一度に御説明させていただきます。

議案第104号宇都市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件と議案第105号宇都市文化会館に係る指定管理者の指定の件についてです。

こちらにつきましては、詳細は担当課長が御説明しますのでよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、両議案を一括して説明させていただきます。

議案集の49ページ、51ページを御覧ください。

本件につきましては、宇都市渡辺翁記念会館及び宇都市文化会館の2施設を一体的に管理運営する指定期間が、令和6年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者を選定したところです。

指定管理の候補者は、両会館ともに、公益財団法人宇都市文化創造財団理事長渡邊祐二です。

次に、指定の期間ですが、両会館ともに令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としています。

それでは、参考資料に基づいて説明をさせていただきます。

1、選定についてを御覧ください。

宇都市文化会館が施設の改修工事のため、令和6年1月から2年程度休館することとなっており、施設の休館という特殊な事情に鑑み、休館中の2年間については、文化振興の推進や、両会館の適切な管理運営を行っている同財団に引き続き任せることが適当と判断し、指定期間を2年とした上で、非公募で単独指定としたものです。

次に、参考資料の2、指定管理候補者選定の経緯を御覧ください。

申請書が令和5年10月18日に提出されましたので、指定管理候補者選定委員会を令和5年10月26日に開催いたしました。選定委員会は、宇都市文化創造財団が、これら施設の指定管理者としてふさわしいかどうかを判断するために、公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、弁護士1名、大学教員1名、中小企業診断士1名、市職員2名の計5名を選定委員としまして、審査基準に基づき、申請書の審査、申請者によ

るプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に評価いたしました。

選考に当たっての審査基準及び審査結果につきましては、参考資料の3、審査基準、配点及び審査結果を御覧ください。審査基準及び配点としましては、表の1から5に掲げましたとおりであり、各委員が100点満点で採点し、基準の60%を超えたことから、指定管理候補者としての適性を判断したところです。

このたび、指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、年度内に基本協定、令和6年4月に年度協定をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 質疑の前に、議案第104号宇都市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件と議案第105号宇都市文化会館に係る指定管理者の指定の件、一括説明となりましたので、質疑については一括でお願いをいたします。

質疑はありますか。

委 員（猶 克実 君） 参考資料の1に書いてある文章の中で、施設の休館という特殊な事情に鑑み、2年間の指定期間となることですが、休館中の指定管理者の主業務というのはどのようななものがあるのでしょうか。

執行部 休館中の指定管理の業務、文化会館のほうなのですけれども、エレベーター等の保守点検業務、そういったものがございますので、引き続き、指定管理として業務をしていただくという形になっております。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） エレベーター以外には何か。例えば、工事中ですが、工事ではないときがあると思うのですけれども、2年間ずっとやっているわけではないから、どのような業務があるかというと、エレベーターの保守管理はもう分かり切ったことで、ほかに何がありますか。

執行部 まず、ほかに指定管理業務といいますと、例えば休館中の代替施設の御案内とか、そういう業務がますあります。令和7年度に入りますと、令和8年度からもう使用が始まるのですが、予約の受付というのが1年前からという形になっておりますので、令和7年度からはそういう業務も発生してこようかと思います。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） 分かりました。

それと、渡辺翁記念会館について、村野藤吾さんの作品ということで、見学する人が来られているのです、今でもね。その人たちに対する案内、玄関だけでも見せてあげるというようなこと、そういう業務は入っていますか。

執行部 渡辺翁記念会館のほうにつきましては、今までどおり見学等もしていただけますので、そういうった受付、御案内等もさせていただいているところです。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） 確実な確認をしていただきたいのですけれども、現実、年間何人か観光で来られた際、中には入れないということにはならないですか。ほかの団体が借りているときでも玄関ぐらいは見ていただきたいと思ったりするのですが。そういうた案内業務の役割がどこにあるのか、はっきり確認しようと思ったのですけれども、指定管理業務の中に入っているのですね。休館中も観光客が来ると思うのですけれども、そういうた業務も書いてあるのですね。

執行部 渡辺翁記念会館を利用者が使用中の場合、別の方からそういう案内、玄関を見たり、ロビーを見たりされたいということのことだと思うのですけれども、そうした場合につきましては、指定管理者が実際ホールを使っていらっしゃる利用者の方と話していただいて、可能というのであれば、御案内はさせていただけるように思います。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） そうすると、可能かどうかを確認するのも業務に入っているのですね。

執行部 そちらのほうも業務の中に入っています。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） そこは、本当、せっかくインバウンドで宇部に村野さんの作品を見に来るということで、皆さん御存じでないかも知れないのですが、全国の建築設計事務所の結構な人数が来られているのですよね。

その人たちが見られるかどうかということで、今日は見られませんよという対応でもいいのですけれども、できるだけの対応ができるということを指定管理者の業務にきちんと書いておいていただきたい。金がかかることではないのですけれども、管理されているのであれば、休館中もですね。以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

ないようであれば、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手

を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号宇都市文化会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第105号宇都市文化会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第106号宇都市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件及び議案第107号宇都市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。一括で説明をお願いします。

執行部 それでは、議案第106号宇都市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件、議案第107号宇都市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について御説明をいたします。この2つの議案ですが、隣接した2つの建物のため、指定管理者を一本化していることから、一括して御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いします。

執行部 それでは、議案第106号宇都市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件と議案第107号宇都市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件の2つの議案について御説明いたします。

この2つの議案ですが、隣接した2つの建物のため、立地環境を生かして、一括管理することで、貸館や駐車場管理業務において、市民の利便性の向上、業務の効率化及びコスト削減などを考慮し、指定管理を一本化しております。

それでは、1、施設の名称及び位置ですが、名称は宇都市総合福祉会館、位置は宇都市琴芝町二丁目4番20号と、名称は宇都市多世代ふれあいセンター、位置は宇都市琴芝町二丁目4番25号になります。

宇都市総合福祉会館は、鉄筋コンクリート造り、4階建て、延べ床面積は3,311平米の建物で、諸団体の活動拠点と会議や研修会などの各種活動のための施設貸付けを行っております。

宇都市多世代ふれあいセンターは、鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上5階建て、延べ床面積5,321平米の建物で、諸団体の活動拠点と会議や研修会及び各種発表会と文化行事の開催などに施設貸付けを行っております。

2、指定管理候補者ですが、団体名はアジアJVで3事業者の共同企業体となり、代表団体はアジア宅建株式会社、代表者名は代表取締役久保逸記になります。なお、今回の候補者は、現在の指定管理者と同一法人になります。

3、指定期間ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間になります。現在の指定管理者の指定期間は平成31年4月から令和6年3月末までの5年間です。

指定期間を5年から1年に短縮した理由ですが、宇都市総合福祉会館は昭和49年の建築で、今年で築50年になり、耐震性が基準を満たしておらず、設備や空調機器の老朽化が進み、維持管理費が高額であることから、令和7年3月で閉館を予定しており、そのため、1年間の短期契約となることから、延長契約とするものです。

4、経緯と選定理由ですが、まず、事業者の選定については、受託者の知識や経験を本事業の実施に生かしていくことが、本市にとって適切であるとの判断から、プロポーザル方式を採用しております。申請期間は令和5年10月20日から10月23日まで、申請数は、今回候補者となったアジアJV、1団体です。

選定委員会は、令和5年10月31日に開催しました。選定理由については、資料にお示しのとおりです。

なお、5、評価結果は、選定委員会による候補者の評価点をお示ししております。現在の指定管理者と候補者は同一法人ですが、適切に業務を行っており、次期指定管理者として問題ないものと考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第106号宇都市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 続きまして、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件です。

これは宇部市障害者生活支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件について説明いたします。

資料2ページになります。

まず、施設の名称でございますが、名称は、宇部市障害者生活支援センター、位置は宇部市鵜の島町5番21号になります。

宇部市障害者生活支援センターは鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ床面積は77.8平米の建物で、高齢者世話付住宅、重度身体障害者自立支援付住宅などがある、鵜の島の市営住宅と

同じ敷地内に平成12年12月に設置されました。本センターの設置につきましては、宇部市障害者生活支援センター条例に規定されております。

本センターでは、施設の維持管理に関わる業務を行うほか、ほかの主な実施事業といたしまして、障害者等からの様々な相談に対応する障害者相談支援事業、高齢者世話付住宅、こちら24戸該当住宅がございますが、そちらの世話を支援する高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業、ほかに重度身体障害者の住宅、これは車椅子で直接入れる住宅というのが8戸ほどございます。そちらの生活を支援する、重度身体障害者自立生活支援事業を実施しており、何かあれば、そちらのセンターとこちらの住宅が連絡可能な体制となっております。

2番、指定管理候補者でございますが、団体名は社会福祉法人神原苑、代表者名は理事長濃川則之になります。なお、今回の候補者は、現在の指定管理者と同一法人になります。

3、指定期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。現在の指定管理の指定期間は、平成31年4月から令和6年3月末までの5年間となっております。

指定管理期間を5年から3年に短縮した理由でございますが、先ほど主な実施事業として障害者相談支援事業を説明させていただきましたが、本センターとは別に、本市が別の1団体にこの業務を委託しております。そちらの委託期間が3年間であることから、委託期間の同一化を図るため、今回この指定期間を3年間にしたものでございます。

4、経緯と選定理由でございますが、まず、事業者の選定方法につきましては、先ほどと同様でございますが、やはり専門的な知識、ノウハウ、そういったものをこの事業に生かしていただきたいということが、本市にとって適切であるという判断から、今回、公募型プロポーザルを採用しております。

公募期間は、令和5年9月27日から同年10月19日までの約3週間、申請数は、今回候補者であります1団体、そして選定委員会は令和5年10月31日に開催いたしました。

選定理由といたしましては、記載のとおりでございます。

現在の指定管理者と候補者は同一法人でございますが、適切に業務運営をしておりますので、次回の指定管理者として問題はないものと考えております。

5、審査結果でございますが、資料のとおり、各審査員の合計平均点を記載しております。この平均点が61.5点となっております。

本市の審査基準では60点以上を候補者の条件としておりましたので、このたび申請者を候補者として選定したものでございます。

なお、VI 外部評価委員会による実績評価については、外部評価の結果が加点減点の対象にならなかつたためゼロ点としておるところでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員 (猶 克実 君) 審査結果のところに 61.5 点と 60 点ぎりぎりなのですけれども、ほかのところでは、障害者支援センターの審査項目の 3 番目の運営組織と体制という項目は、他の施設の施設管理に係る経費の削減を図るものとは異なるのですが、それは特別に何か理由があるのでしょうか。

執行部 この審査結果でございますが、この 2 の事業計画というところに、実は今回の提案価格に対する評価というところが含まれております。その中で、今回申請いただいた団体が上限額いっぱいといいますか、上限額で申請されましたので、結果的にここの点数が基準上、ゼロ点となってしまったので、ちょっとここの事業計画のところが 45 点の配点に関して 24.9 点と、かなり低くなっているというところです。

委 員 (猶 克実 君) もう 1 つ、5 のその他特筆すべき事項の点数が低いのですけれども、その他特筆すべき事項というのは何でしょうか。

執行部 ここは、様々な提案がある中で、その他として何かあるかというところで評価をさせていただいております。今回それに関する記載もございましたが、例えば緊急時の対応など、そういうものの記載がございました。ただ、そのあたり、通常の業務の範囲内といいますか、若干委員さんの評価が、少し低かったのではないかと推測しているところでございます。

委員長 (鴻池 博之 君) ほかにありませんか。志賀委員

委 員 (志賀 光法 君) 1 点だけお伺いします。指定管理期間を 5 年から 3 年にした理由としては、委託事業に合わせるとのことですけれども、委託している事業の受託者と指定管理者は同じだからなのですか、全く別だからなのですか。その辺をちょっと詳しく説明してください。

執行部 先ほど、障害者相談支援事業を本市で 2 か所ほど、選定していると申し上げましたが、この 2 事業は同じ事業ですけれども、それを 2 法人に委託しております。ただ、現状、片方の指定管理期間を 5 年間、もう片方が実は今 2 年間の委託期間になっておりますので、全く同じ事業に関し、委託期間が違うというのはいかがなものかという判断がございまして、このたび、それぞれの事業が令和 5 年度末で終了になりますので、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に合わせるという趣旨で今回 3 年間に短縮したというところです。

委 員 (志賀 光法 君) 委託先と今回の指定管理者を受けるところは一緒のことですか。

執行部 障害者生活支援センターの指定管理業務の中にまず 1 つ、障害者相談支援事業というのが含まれておりますので、今回認められるのであれば、このたびの神原苑、もう 1 か所は、これから公募で来年度以降の事業所を選定するところでございます。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（8）宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、国民健康保険法施行令、地方税法等の一部改正に伴い、出産されます被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減、その他所要の整備を行うものです。

詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、お手元の健康福祉部資料に沿って御説明をいたします。4ページをお開きください。

まず1点目、本条例の改正の趣旨についてですが、今回の改正は、主に国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備、地方税法の一部改正に伴う所要の整備の2点であり、上位法及び関係法の一部改正に合わせ、所要の整備を行うものです。

続きまして2点目、改正内容についてです。

まず、国民健康保険法施行令の一部改正の関係ですが、これは、今回の条例改正の要となる出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減制度の創設についてです。これは、出産する予定の国保被保険者または出産した国保被保険者、その方御自身にかかっている所得割保険料及び被保

険者均等割保険料について、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの計4か月間の保険料をゼロにする制度を新たに創設するものです。

本市の国民健康保険料は、被保険者の所得に対し賦課する所得割、世帯の人数に応じ賦課する被保険者均等割、1世帯当たりとして賦課する平等割の3種類の合計額となります。この所得割、均等割、平等割の3種類のうち、所得割、均等割の2種類について、4か月間ゼロにするものです。ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの計6か月間になります。

軽減期間の具体的なイメージは、資料の図のとおりです。

続きまして、具体的な軽減額について、資料4ページ下のエ、軽減額（例）に沿って御説明をいたします。

前提条件として、出産被保険者が40歳未満、単体妊娠、令和5年度保険料率の場合で計算します。

まず、所得割について、出産被保険者御本人の所得が250万円の場合、4か月間での軽減額は、8万3,145円。出産被保険者御本人の所得が400万円の場合、4か月間での軽減額は14万3,395円となります。

次に、資料5ページの上に記載の被保険者均等割について、所得が少ない世帯に対しては、以前から被保険者均等割が軽減される制度があります。この軽減制度に該当される方が、産前産後保険料軽減にも該当される場合、まずは、所得の少ない世帯に対する軽減を行った上で、さらに産前産後保険料の軽減を行うこととなります。

まず、低所得者軽減がない世帯の場合、出産被保険者御自身の4か月間での軽減額は1万1,134円。低所得者2割軽減世帯の場合、軽減額は8,907円。5割軽減世帯の場合、軽減額は5,567円。7割軽減世帯の場合、軽減額は3,340円となります。

続きまして、地方税法の一部改正の関係について、これは、令和4年度税制改正に伴い、地方税法において、所得税及び個人住民税に係る上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告方法に関する規定が改正されたことに伴い、これと連動する本条例の規定について、所要の整備を行うものです。

続きまして、3点目、施行期日について、国民健康保険法施行令及び地方税法の改正規定と同様に、令和6年1月1日としております。

続きまして、4点目、経過措置について、改正条例の施行期日が令和6年1月1日であることから、産前産後期間の保険料軽減の対象となるのは、令和6年1月以後の期間に係る保険料であることを規定するものです。

最後に5点目、このたびの12月補正予算で、令和5年度分保険料軽減見込額、令和6年1月から3月相当分、52万円を計上しております。この52万円の財源については、国2分の1、

県4分の1、市4分の1となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員（猶 克実 君） 1番最後の、市の負担が4分の1、この財源はどこから捻出されるのですか。

執行部 市4分の1の財源につきましては、地方交付税普通交付税の中で算入されることになります。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（10）第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

（11）宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

（12）第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

（13）第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時としますので、よろしくお願ひいたします。

———— 午後零時1分休憩 ———

—— 午後 1 時再開 ——

委員長（鴻池 博之 君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

議案第 100 号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 100 号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件について御説明をさせていただきます。

お手元の件名表の 37 ページから 38 ページの議案及び新旧対照表のほうを御覧ください。

このたびの議案は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法一部改正等に伴い所要の整備を行うものです。具体的には、本条例の根拠法が、これまでの売春防止法から新たに制定された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に変更となり、この制定に合わせまして、題名を宇部市婦人相談員設置条例から宇部市女性相談支援員設置条例に、また、条例中の婦人相談員を、女性相談支援員及び相談支援員に変更するものです。

なお、現在、婦人相談員 1 名、これは会計年度任用職員になりますが、配偶者暴力相談支援センターに設置しておりますが、条例改正後も引き続き、女性相談支援員として一部相談業務を拡充しながら、継続をしてまいりたいと思っております。

説明は、以上でございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 100 号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第 101 号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一

部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは次に、議案第101号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の件名表の39ページから43ページの議案及び新旧対照表と、別にお渡しをしております配付資料を御覧いただければと思います。

このたびの議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）と言いますが、この一部改正に伴いまして、スマートフォンを利用した多機能端末機、これはコンビニに設置されているマルチコピー機等になりますが、これまでの印鑑登録証明書の交付を可能とするために所要の整備を行うものです。

具体的には、公的個人認証法の一部改正によるスマートフォン用の電子証明書の創設により、マイナンバーカード所有者について、電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することが可能となり、証明書コンビニ交付サービスにおいて、スマートフォンを使用した交付申請を可能とするものです。

施行期日につきましては、配付資料の3に記載のとおりとなります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

委 員（志賀 光法 君） すみません。今のところ、現在はアンドロイド端末のみということでしょうか。iPhonEはいつからかという情報はありますか。

執行部 国のほうで、iPhonEの利用に向けての働きかけをされているということですが、今のところ時期については示されておりません。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

委 員（芥川 貴久爾 君） イメージで教えてほしいのですけれども、スマートフォンを持って、これを掲げるというそんなイメージなのですか。

執行部 現在、コンビニ交付で、マイナンバーカードで取ろうとされたら、マイナンバーカードをまず、多機能端末機に置かれて、暗証番号を入れるという作業があるのですが、その部分を代わりにスマートフォンをかざすといった手続になると思っております。

委 員（芥川 貴久爾 君） その端末は、例えば、役所に来なければできないとか、何かしらの方法でできるとか、どういう格好でやるのですか。

執行部 マイナポータルというアプリをスマートフォンに入れていただいて、マイナポータルから手続ができるということになっています。

委 員（芥川 貴久爾 君） はい、分かりました。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第101号字部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（16）マイナンバーカードの手続について、執行部から報告があった。

（17）字部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について、執行部から報告があった。

（18）字部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、委員会を閉会いたします。

————午後1時47分閉会————

令和5年12月14日

文教民生委員会委員長 鴻池 博之